

に、全般的な影響があるものと考え、全鳥類に対しましてやはり影響があるものと私どもは考えております。ただ、どのような影響がどういう形でもって影響をしていくかというような点につきましては、これは必ずしも学問的にはつきりと証明されるというところまで至つておりますので、そういうような点につきましては、今後の研究にまたなければならぬ点が多くだろうと考えております。

なお、今後の問題といいたしましては、全般的に鳥類の保護につきましては、特に環境の保全といふことが重要な問題であろうというふうに考えておるわけでござりますが、なお、絶滅に瀕する鳥等につきましては、その人工的な養殖でございますとかそういうような点も考えまして、そういう鳥類の種の保存ということを考えまいりたい、かのように考えておるわけでございます。

○大石国務大臣　いま局長からお答えしましたが、それについて私はこう思うのです。おっしゃるとおり私は、日本——世界的にそうでしょうが、日本の極端な環境の悪化が特にそのような環境の変化に敏感な鳥類に一番影響をして、絶滅と申しませんが、鳥類の繁栄に非常な脅威を与えておるのが一番現実だと思います。しかしそのほかに、やはり絶滅に瀕しているのはそれなりの理由があると思います。いろいろな理由があるのでしょうけれども、たとえばトキなんて鳥は、昔は日本全土にいたらしいのですから、たとえば伊勢神宮の遷座祭にも必ずトキの羽を使つたということは、これはやはり美しい鳥でありますからだと私は思うのです。ですから、たとえば伊勢神宮の遷座祭にも必ずトキの羽を使つたというふうに非常に数が減つたということは、うかと思います。またそのほかに、たとえばいろ

トキの保存なりトキの繁栄には非常に悪いマイナスの影響になりますから、数が非常に激減してしまったということが一つの大きな原因ではなかろかと思います。またそのほかに、たとえばいろ

いろきれいであるために、あるいは珍しいために美しい一部のハンターからねらわれて、あるいは好奇心の強い人間にねらわれて、数が減っている

はかに、ねらわれてよけいとられたということもあるのではないかと思ひます。またその鳥類の個性そのものが、性格がたとえば非常に適応にくく、いような性格を持つて——鳥の性格と申しますか、習性があるために、そうしてなお数が少なくなるということが、なお絶滅に拍車をかけているのではないかといふ、そういういろいろな原因があるのではないかと考えています。

○島本委員 やはりいろいろ核心に触れて、この問題に対しては今後対策をはつきり講ずるのでなければならぬと思いますが、したがつて環境の悪化ということがとりもなおさず——あるいは条約等を締結し批准し、そして関係国内法がそれに沿つて制定される、しかしながら環境だけが悪化していくくような状態をそのままにしておいては何ら実を結ばない、こういうことになつてしまふわけです。それに並行して行政も進めなければならぬんじやないかと思うわけですからとも、生息環境の悪化、この原因になるいろいろな農薬などとか大気汚染だとかまたは水質汚濁であるとか、まことは地域開発による自然破壊もある。それから、林野庁にも及びますけれども森林の伐採、こういうような影響もあるのじゃないかと思います。こいついうような重大な影響を及ぼしている要素について、今後やはり環境行政全体としてこれを統括して、あるいは法律外のものであっても、調整という名において環境庁長官が十分意見を具申し立て、環境の保全にだけはつとめなければ、法律ができても何ら実を結ばない、画竜点睛を欠く、こう思うわけですが、この行政全体に対してやはり用のための開発計画、これに対してはつきり意見を申し述べましたでしようか。それから地域の開発行政、これに対してやはり意見を申し述べるでしょうか。こういうようにしなければ、せつかくこの法律をつくつても何にもならないことになる、こういうように思うわけです。この点等について、やはり長官のはつきりした意見を伺いた

い。琵琶湖の問題についてどうしたか、この点等についても、ひとつ、事務当局を通じてもけつこうですが御意見を伺っておきたい、こう思つわけです。

それとあわせて、林野庁長官も見えておりますから、環境保全行政に対する林野庁の今後のあり方等についての意見も伺います。

○大石国務大臣 御承知のように、いま日本全体がいわゆる経済開発によりまして自然が無秩序に破壊されてまいりました。これがやはり日本の鳥類に対する大きな脅威だったと思ひます。幸いに心ある政治家、そういう中心の方々のいろいろな考え方方が実を結びまして、日本の政治の方向もいわゆる経済最優先から人間尊重の方向に向かいつてあります。そこで、鳥類の保護ということにもあります。つまりまして初めて鳥類の保護ということをできるようになつてしまひましたことは、まことにあります。いまの日本の国では幸いに自然保護運動が燎原の火のよう広がっております。これはとりもつてまいりまして初めて鳥類の保護ということをできるようになつてしまひたと思うのであります。これが鳥類に対する大きな幸福をもたらすものだと思ひます。なおさずわれわれの生活環境を健康な豊かな明るいものにするものだと思ひます。同時にそうすることが鳥類に対する大きな幸福をもたらすものだと思ひます。また鳥類の生存ということはわれわれ人間の生存とむしろ並行的な関係にあるのではないかと思うのです。鳥類のいない世界になつたら人間の正しい生存というものはなかなかあり得ないと思います。そのような世の中になると思ひます。そういう意味でわれわれの健康なるいは快適な生活の一つのパロメーターに鳥類はなるのではないかと考へる次第でございます。

そういう意味で、われわれは何とかして日本の自然環境が正しく国民の手によつて保存され、それがわれわれの子孫にりつぱに伝えられるような、そしてそれに伴つて鳥類もりつぱな鳥類を繁栄してわれわれの子孫に伝えられるような日本全法もその考への基本的なものでござります。会度お願いする自然環境保全法というものは、ご

小さなものであって、ごく狭い範囲に限られるものでありますけれども、これが将来このよう考えのものと日本国全体を保全する一つの基本的なものにいたしたいという気持ちからこれも考えておるわけでございます。しかしそれも林野庁との意見の調整に非常に苦慮しております、何とか近いうちにぜひとも意見の調整を得たるものだと願つて努力しておる次第であります。琵琶湖につきましても、琵琶湖の問題は、なるほど水の問題でございますが、これも以前はこの水を工業用水その他でいわゆる経済発展に利用することが目的で考えられてまいりましたが、やはり現在の日本の政治的なものの考え方だんだん押されてまいりまして、あの琵琶湖の総合開発もこれの水の利用がいま中心になると考えられております。これもやはりわれわれの生活環境を相当うるおす一つの土台にするという方向にいま変わりつつありますので、われわれもけっこうなことだと思います。これもやはりわれわれの生活環境を正しく利用していくことはけっこうだが、ただ琵琶湖周辺、あの地域の自然というものをりっぱに保全してまいりたいと思います。めちゃくちゃなちやないわゆる娛樂的な観光開発にしたくない、そういう考え方のもとにあるこの自然をりっぱに保全し、周囲の森林を保全するためにいろいろ考えまして、なおお何か国立公園——いまも国定公園になつておるはずであります、これをもつと強力な国立公園に指定して、そうしてそのような自然を破壊しないようなりっぱな環境に残したいと考へておりますし、今後もそのような方針で臨んでまいりたいと考えます。

ざいますけれども、特に森林の公益的な面についての機能というものは当然あるわけでございませんので、これについての国民の要請が非常に強くなってまいりました。こういう要請を直接受けまして、森林資源に関する基本計画を年度内には改定する作業をただいま進めておるところでござります。基本的な考え方は、従来のような大面積の皆伐をやめまして、できるだけ原生林を残す、あるいは伐採するにしましても原生林のようなどころは間伐する、また皆伐するにしましてもきわめて小面積の皆伐をして、その周囲にある天然林を残す、こういうことによりまして自然保護に重点を置いた施業方針を確立してまいりたい、かように考えております。

にして今度もこういうような手を省くような行いをして、環境悪化をすることは一切避けてもらいたい、こういうふうに思うわけですが、その点は懸念には及びませんでしょうか。

○福田(省)政府委員 御指摘ございましたように、最近の国有林の特別会計の状態は非常に悪化してしまっております。これは特別会計制度が一般財源に回っておったわけであります。端的に言いますと略奪林業と申しますが、どうぞ四割ぐらいしか森林に戻つておらず、半分以上は伐採收入は山に返るべきである。それによって治山工事なりあるいは造林の事業を起こすべきであるということから、戦後国有林の林政統一が行なわれまして特別会計制度がしかれたわけでございます。ところが、この発足しました当時からしばらくの間は木材の価格が非常に上がっておりまして、人件費の伸びが比べてその差は非常に大きかったということから、財政の状態は非常によかつたのでありますけれども、最近は外材の影響等を受けまして木材の価格は横ばいである、ただし人件費はまた上がる、という状態でございますので、その収支の悪化し原因がそこににあるわけでございます。先生御承認のように、収入の約九割以上は木材収入でございまして、支出のほうは約六割は人件費でござります。したがいまして、御指摘ありますように、それをただ黒字にすることだけを目的とした経営いたしますと、非常に本末を軽倒するおそれがあります。先ほど申し上げましたように、森林の機能は木材の生産もございますけれども、酸素を出すとか、あるいは国土の崩壊を防ぐとか、水を涵養するとか、あるいはよい景色を保つとか、いろいろな多目的な機能を持っておりますから、そういう多目的な機能にこたえるような経営をするという意味で、私は木材生産以外のいま申しげた広域的な機能を重視した自然保護を積極的

考える経営をしてまいりたいということで、今までの基本計画を改定する予定にしておるわけでございます。順序はそういうことでございます。ただし、放慢な経営をしていくことは、やはり国民の皆さん所有物である森林の經營を私たち預けるとしては当然反省しなければなりません。近代化、合理化はやはり徹底的にやらなければならぬ、かように考えております。その上で一応広域的な面についての財政負担をいかにするかということはあらためてまた検討しなければならぬ、かのように思つております。

○島本委員 具体的に野鳥の森の設置についての具体策はござりますか。

○首尾木政府委員 野鳥の森につきましては、本年度新しくその設置についての予算を計上をいたすことにしておりまして、本年度は四ヵ所を計画いたしておりますが、具体的な場所につきましては目下その選定を、専門の方々の御意見を伺いながら急いでいるところでございます。

なお、野鳥の森には、鳥獣の保護、増殖を積極的にはかるために、給餌、給水の施設でありますとか、あるいは巣箱、食餌植物等の保護繁殖設備等を整備するとともに、野鳥の観察のための観察歩道でありますとか、あるいは観察小屋、説明板等を設けるということにいたしまして、鳥と人が親しめるような形の計画を考えておるわけでござります。特にこの野鳥の森というのはそういったような意味で愛鳥思想といいますか、そういうものを持たせることによりまして普及することのできる絶好の施設であるというふうに考えておるわけでございまして、今後ともこの四ヵ所に引き続きまして全国的にこれを造成していくということを考えておるわけでございます。

○島本委員 干がたの保存については、これは自然生態系に即したものでなければならぬはずでありますけれども、この干がたの調査の具体策はでき上がりっておりますか。

○首尾木政府委員 最近埋め立て等が非常に進行をいたしておりまして残された干がたといつものが非常に少なくなっておりますことは、これはや

はり渡り鳥等の保護の上においてはきわめて重大な問題であるというふうに考えておるわけでござりますが、今後残された干がたというものを大切にするとするという観点で、特に渡り鳥の飛来するようなどころにつきましての干がたの保存ということにつきましては力を尽くしていきたいと考えております。本年度その調査を行なうということになりましたしております。なお、干がたの減少に対応する一つの対策いたしましては、今後人工干がたの造成といったようなことも考えておるわけでござります。

の点環境庁のほうからすでに昨年いろいろ千葉県とも御相談を申し上げておるというような状況でございます。今後干がたの造成にあたりましては、やはりといったような過去の経験もあわせまして今後十分干がたとして機能し得るような、そういう造成につとめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員 現実、考え方よりも行政のほうが先行しておるので。もうすでにヘドロで一ぱいになるような状態にしておいて、人工干がたをやつたって、これは効果をあげる理由がない。それから、皆さんのはうで琵琶湖の環境保全について先ほどあの計画に対しても、答申するが、何か意見を入れたかのようで、入れないかのようでは、何でもないのだという長官から話があつたのですが、しかし、この琵琶湖の周遊道路をつくることによつてアシ、ヨシ、こういうようなものがみんな枯れちまつて、二年まではもつか、それが以後はだめになるだろうということをあの滋賀の大学ではつきり表明しているのです。したがつて、もしこれをつくるならば、一キロとは言わぬが、五百メートルほども波打しきわから離した個所へつくってくれといふ、ところがそんなに離したならば周遊道路にならないということ、どちらがちやとしている。そういうような点、環境保全の点については意思表明してしかるべきだ。遊ぶために道路をつけて一年、二年はいけれども、そんなことで環境ががっくり破壊される。こんなことはどうにもならぬのです。その総合計画に對しては熱のあるほんとうの意味の環境保全行政をぶち込んでやってもらいたいのです。どうも行政のほうが先行して、それが汚染の原因になるのです。どうもその点はおざなりの環境行政では、いかに長官が幾らがんばつてもおくれている、こう言わざるを得ません。

○大石國務大臣 いまだいぶ島本先生からおしかりを受けましたが、確かに行政面でまずかった面もござります。たとえば新潟のあの八十八クター

ルくらいの問題、あれも非常に思慮の足りなかつ

た行政であったと思ひますが、当時はあのような急激な経済開発の波に押されまして、それでも何とかあそこを守りたいといふことの一部の人の情熱が実りまして、あのようないふな計画になつたわけでございます。当時は環境庁もございませんでしたし、たとえば自然保護を守るための国立公園部にしましても、どちらかといふべき力の弱い存在であつたために、他のいろいろな行政に押されてあのようなことになつたと思いますが、それでも確かに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たということは、当時としては私はやむを得なかつたと思う、けつこうであります。私、先ほどこれは国立公園にまで繰り上げました。たとえば琵琶湖の道路にしましても、十分に向こうの、滋賀県の野崎知事に申し入れてあります。私は、先ほどこれは国立公園にまで繰り上げてきんとしたいというのは、そういうものをやめさせたいということです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかということを十分に検討して、りっぱなものを持つるために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するよう方針のもとに、そういうことを考えておるわけでもございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

いものにして守りたいということを考えておるわけでもございまます。たとえば、干がたにしましての幕張とか、あるいはこつちのほうの葛西から、あるいは新浜沖、これはあいとこころは、いま実のところ申しますと、干がたでなくなりつづら進んでまいりまして、干がたがなくなりつつあります。これはもちろん海水が汚染されているところがなくなつては困りますので、何とかして干がたを残したいという熱望によりまして、御承知のよるうに東京都の葛西沖には四百ヘクタールの干がた

をつくることに、それは人工的なものであります。それが、わざわざ四百ヘクタールの干がたをつくることに東京都との間にいま合意ができまして、その仕事を進めております。これは魚を釣る人も簡単に不用意に入れないような非常にきびしい自然を守るための規制までしてりっぱなものをつくろうとしています。これは魚を釣る人も簡単に仕事を進めておりますし、たとえば新浜にしましても、あそこのところは約一千ヘクタールに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たということは、当時としては私はやむを得なかつたと思う、けつこうであります。私は、先ほどこれは国立公園にまで繰り上げました。たとえば琵琶湖の道路にしましても、十分に向こうの、滋賀県の野崎知事に申し入れてあります。私は、先ほどこれは国立公園にまで繰り上げてきんとしたいというのは、そういうものをやめさせたいといふことです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかということを十分に検討して、りっぱなものを持つために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

いものにして守りたいといふことを考えておるわけでもございまます。たとえば、干がたにしましての幕張とか、あるいはこつちのほうの葛西から、あるいは新浜沖、これはあいとこころは、いま実のところ申しますと、干がたでなくなりつつあります。これはもちろん海水が汚染されているところがなくなつては困りますので、何とかして干がたを残したいといふ熱望によりまして、御承知のよるうに東京都の葛西沖には四百ヘクタールの干がた

をつくることに、それは人工的なものであります。それが、わざわざ四百ヘクタールの干がたをつくることに東京都との間にいま合意ができまして、その仕事を進めておりますし、たとえば琵琶湖の道路にしましても、あそこのところは約一千ヘクタールに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たといふことです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかといふことを十分に検討して、りっぱなものを持つために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

いものにして守りたいといふことを考えておるわけでもございまます。たとえば、干がたにしましての幕張とか、あるいはこつちのほうの葛西から、あるいは新浜沖、これはあいとこころは、いま実のところ申しますと、干がたでなくなりつつあります。これはもちろん海水が汚染されているところがなくなつては困りますので、何とかして干がたを残したいといふ熱望によりまして、御承知のよるうに東京都の葛西沖には四百ヘクタールの干がた

をつくることに、それは人工的なものであります。それが、わざわざ四百ヘクタールの干がたをつくることに東京都との間にいま合意ができまして、その仕事を進めておりますし、たとえば琵琶湖の道路にしましても、あそこのところは約一千ヘクタールに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たといふことです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかといふことを十分に検討して、りっぱなものを持つために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

いものにして守りたいといふことを考えておるわけでもございまます。たとえば琵琶湖の道路にしましても、あそこのところは約一千ヘクタールに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たといふことです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかといふことを十分に検討して、りっぱなものを持つために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

いものにして守りたいといふことを考えておるわけでもございまます。たとえば琵琶湖の道路にしましても、あそこのところは約一千ヘクタールに計画はあまりうまくありませんでしたが、あのようないふなものを残し得たといふことです。初めから完全なことがたをつくつたらいいかまたどのように自然を楽しむ人のためにこれをつくつたらいいかといふことを十分に検討して、りっぱなものを持つために千葉県と環境庁と相談してチームをつくりまして、一番理想的な計画をつくりつつあるというようございまして、せつかくの自然を破壊するようないことができるよう、これは行政のあまり強いのも、語弊がありますが、自然保護については私は行政が強くともやむを得ないと思うのです。そういう意味では行政独善とは申しませんが、強

国によって違う考え方があるようですが、日本の場合は一番自由に撃てるような体制のようになります。各人の狩猟の自由を認めて、ただ狩猟するためのみ制限を設けるという狩猟自由主義、こういうような考え方方に立つておのが日本がだとかアメリカとかスペイン、ポルトガルなどがあります。それ同時に、フランスやドイツやベルギー、こういうようなところではやはり土地所有者のみ狩猟設定権を認める。そして狩猟許可を受けた者だけが狩猟をするというような、ほんとうに限定されたいわば地主狩猟主義というか、こういうような立場をとつておる国もそれぞれあります。そのほかにも国家・地方公共団体、こういうのが設定権を認め、特に入猟許可を受けた者のみが狩猟できるという、いわば国家狩猟主義、こういうようなものもあるようですが、これはスイスでやっているわけです。いま日本は一番この点では自由な、鳥には過酷な国になつてゐるわけがあります。したがつて、いま長官がおつしやったような獵区狩猟制というようなものは一つの大きい課題として十分今後は実を結ばせるようにすべき問題ではないか、こう私ども思つておりますが、何か圧力もだいぶ加わつておるようですが、あなたはおそれないで、堂々とやってこそあなたの生きるのであつて、自由民主党政府がだめなら社会党政府にきて環境庁長官をやってもらつてもよろしゅうございますが、鳥のためにもひとつがんばつてやってもらいたいと思います。このことをひとつ要請しておきます。

ましても、これも今回の法律によりまして、特殊の鳥類につきましては厳重なその国の政府の証明があつて初めて輸入ができるというような形にいたしておるわけでございます。

○島本委員 ではその次にお伺いしたいのです
が、これはどうなつていましようか。狩猣の規制についてですが、現行法では規制しておられるようすでけれども、乱場における取り締まり指導、こういうものはどうなつておるのか。だいぶあぶないような状態にあるということを聞いています。
これについてはどういうふうになつておるのか。
人身事故というようなものは一番乱場におけるものが多いようです。先般のテレビでもそういうような危険のあることを報道しておりました
が、この対策等は十分でござりますか。

○首尾木政府委員 そういう狩猣の場所における人身事故の問題でございますが、これは昭和四十五年度におきましては約二百三十人というところでございますが、本年度四十六年度のものは今日入っております報告から推定をいたしますと、約その半数というものに想定をされておりまして、約百一件ということが想定をされておるわけでございます。今後この問題につきましては、やはり人身事故の撤底的な防止ということをはかりますためには、そういう講習でありますとかということが重要でありますので、そういう点につきまして十分な講習をやり、銃器の取り扱いに対する実技訓練等を行なうことといたしておりまして、今後ともそういう事故の絶滅につきましては万全を期していきたい、かように考えておるわけでござります。

トキといったようなものにつきましても、個体数が非常に減つておるというような現状にかんがみまして、増殖ということが必要であるというふうに考えておりますが、目下具体的にその方策を定めるまでには至っておりませんけれども、今後そういう点につきまして十分努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○島本委員長官、これは端的に言つて狩獵を規制することによって反対的に鳥獣の保護をはかるうとするだけがいままでの行政のあり方だつた。いま言つたように、増殖という点についてもこれから課題のようでありますから、やはり積極的に今後、繁殖に必要な対策を打ち出すまでにいままで至つておりますんでしたから、財源の確保とこれに対する十分な対策が必要である、こういうふうに思うわけであります。それが一つ。もちろんこれは間違いないのだから、そのとおりであるということになりますよう。

もう一つは、三十五年五月二十三日から二十八日までの間に第十二回の国際鳥類保護会議が東京で開かれました。それも日本鳥類保護連盟が主体になつてやつた。そうして十六項目の決議がされ、そのうちの一につき、アジア諸国がその地域の渡り鳥の保護のための条約を締結することを勧告するということになつておるのである。それが三十五年、いまは四十七年、この間によく日米渡り鳥保護条約の締結というのがいま出されておる。十年以上たつていて。これはせっかくやりながらサボってきておるということになるのじゃないか。この決議はいまでも生きているはずであります。この決議はいまでも生きているはずであります。

やつぱり鉄砲で撃たない、狩猟をやらないことを大事であります。それよりも鳥が安心して生息する環境をつくる、これが一番大事だと思います。そういう意味ではやはり日本は日本の森林資源を大事にし、あるいは日本の自然の状態を大事にする、あるいは毒性のある農薬を使わないとかいうことにできるだけは用いなければならぬと思います。

ただ人工増殖につきましては、いろいろな疑問を持つております。たとえば昨年コウノトリはほとんど絶滅しましてどうにもなりませんが、トキも十羽とか十一羽、これをつかまえてきて人工増殖によってふやすということは最後の決意であります。いまの自然の状態がどうしても止めだという結論が出て、しかも人工増殖によってこうやればだいじょうぶ十分やれるのだといつて通し。これは一か八かのかけのよくな考え方と田舎のよくなっています。そういうことでない限りは二羽、三羽とかまえてきて人工増殖をはかれといったって、こんなことはかえって有害であると私個人では考へておるわけでございますが、いずれにしてもとにかく自然に増殖ができることが一番望ましい、そのように国全体の保護行政をやるべきであると考えております。

○首尾木政府委員 現在輸出入のうち輸出につきましては、適法な捕獲をしたということの説明がござりますれば輸出ができるということになつておるわけでございますが、今回の特殊鳥獣の保護制度を厳重にいたしまして、特別の目的に対応、学術目的でございますとかそういう限られた目的の場合に限つて輸出をするということを認めることになつておるわけでございます。また輸入につき

○島本委員 コウノトリであるとかトキであるとか特殊鳥類ですね。またこれに類するような鳥に対する保護、それからだんだん減ってきてますので増殖、こういうのは環境庁として具体的に考えておりますか。

○首尾木政府委員 すでにキジ等につきましては人工増殖の技術というものが開発をされまして、それをどんどんやつておるわけでございますが、こういったような特殊鳥類、コウノトリあるいは

ます。そういうアシアの他の諸国との間に条約を結べといふのを自分の國の東京できめておきながら、いまようやく環境庁ができるから一つの条約の締結だけやつたということはおさきに過ぎるのじゃありませんか。今後やはりこれは進めなければならぬはずであります。この点等についても十分配慮すべきである、こういうように思ひます。

りますか。幸いにおとさまきながらようやく日本米通り鳥保護条約ができ上りました。今度はさらにソ連にもそのような申し入れをいたしております。

の渡り鳥の保護につきましても、いろいろなことをしようという一つの提案を、私はストックホルム会議でようがともいまひそかに考えておるところでございます。

間の手を通じましてそのようなことを申し入れてございますし、これもできる可能性があると思思います。そういうことを順次、さらに蒙州とかあるいは東南アジアの諸国もございます、こういう国もいろいろむずかしい事情もございますけれども、一つ一つ努力すれば、これは必ずしもお互いの国のかけ引きとか利益にはほとんど関係ありませんから、非常にやりやすいことじゃなからうかがいい効果をあげ得るのではないかと考へて、そのような方針を、今後環境保護行政の中につけ加えてまいりたいと考えておる次第でございます。

いる。それと同時に、かすみ網のようなものは自由に輸出されたりつくられたりしておるといふことは、いろいろな意味で行政の質が日本ではうらへになつてゐるような気がして、この点はどういうようにお考えでしようか、最後にそれを伺ひまして、私は終わるわけありますけれども、ひとつ簡単に答弁を願います。

○大石国務大臣　いまのいろいろなお説には、まことにありがたいことと心から共鳴する次第でございます。

かすみ網につきましては、絶対にこれは禁止しなければなりません。ただ、この風習がまだ残つておりますし、それを実行しているものがあるということは非常に残念であります。これはどのような権力を発動しても押えなければならぬと考えております。ただ、問題はかすみ網を売る、あるいはつくることに問題があると思います。これは以前からいろいろと議論があつたようございまして、むずかしいと申しますか、私はいろいろ考えまして、これはかすみ網を売つた場合に処罰をすべきだ、このようなことを考えて、そのような方向に向けていかなければならぬ、こう思ひます。

○島本委員長 終わります。

○田中委員長 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 僕によれば、當法案の最後の詰めをしておきたいと思います。

そこで文部政務次官に伺いますが、愛鳥教育、日本の現在を見ますと、非常に鳥を愛するという気持ちがなくなつておる、鳥のほうが逃げていくような現状でありますので、この愛鳥教育についての提案として、一つは大学の教育課程の講座に野鳥保護を入れる、なぜかならば、現在技術者が少ないわけでござりますので、こういった法律をつくりました。これを監視監督する者がいる非常にかわいがる愛鳥家が寄つていろいろなことをやつておるということで、いかにたくさんの方々が少ないのでござりますので、こういった法律ができましても、日本の現状では、結局鳥を必要である、同時に愛鳥精神が必要であろう、

○島本委員 終わります。
ことにありがたいことと心から共鳴する次第でござります。
かすみ綱につきましては、絶対にこれは禁止しなければなりません。ただ、この風習がまだ残つておりますまして、それを実行しているものがあるといふことは非常に残念であります。これはどのような権力を発動しても押えなければならぬと考えております。ただ、問題はかすみ綱を売る、あるいはつくることに問題があると思います。これは以前からいろいろと議論があつたようですが、まして、むずかしいと申しますか、私はいろいろ考えまして、これはかすみ綱を売つた場合に処罰をすべきだ、このようなことを考えて、そのような方向に向いていかなければならぬ、こう思いま

○田中委員長 次に、岡本富夫君。
○岡本委員 きょうは当法案の最後の詰めをしておきたいと思います。

○渡辺(栄)政府委員 お答えを申し上げます。
岡本先生の鳥獣愛護の精神ということにつきましては、私ども全く同じような気持ちを持っておるわけであります。
御承知のように小中学校では理科、社会を中心としまして生命を尊重する態度を養つております。また自然の保護に关心を持つように配慮もしておりますつもりであります。
特に指導要領等につきましても、その中の道徳というところにおきましてやさしい心をもつて動物や植物を愛する、こういう方向で指導を行なつておるわけであります。愛鳥精神ということにつきましても、この中におきましてそれぞれ指導をいたしておるところであります。なお特別活動、科学クラブ活動の一環としまして巣箱の架設等、鳥獣保護施設の設置、あるいは傷つきましたあるいは病気を持つております傷病鳥獣の保護等の活動が行なわれおりまして、その実績発表大会が毎年日本鳥獣保護連盟の主催で行なわれております。その際優秀には文部大臣もそれぞれ表彰を行なつておるところであります。しかし、今後活動が行なわれおりまして、その精神の涵養というところを徹底をはかってまいりたいと考えております。されば、先生の御提案になつておりますカリキュラム等において、愛鳥の精神を指導するようにといふことにつきましても、御承知のようにことしから改定したところでございますが、また今後機会を見ましてなるべく早く前向きに検討してまいりたい、かように考えております。

ところでございます。したがつて、そういう中でそれぞれ研究をいたしておりますが、先生お説のようすに学科講座を設けるということにつきましては、今後それぞれ大学の要求等も踏まえまして前向きで対処をいたしてまいりたい、かように考えます次第でございます。

○岡本委員 渡辺政務次官は当委員会の理事でございましたし、特に公害については、また自然環境保護については力を入れてもらえる、こういうことでできよは来ていただいたわけでござりますので、どうかさらに検討をし、環境庁長官ともよく相談をして、そしてりっぱな実効ある対策をやつていただきたい、これを要求いたします。

そこで、次は環境庁長官の談話の中で、小鳥がさえずる日が遠からず日本じゅうにあふれる日がやってくるでしよう、こういう談話を、私見たことがあるのですが、日本を中心とした愛鳥ネットワークを推進したいという発言、これは大いに私もども歓迎するところであります。日本に続く渡り鳥条約の今後の推進、先ほど島本委員に対してもソ連ともやつていいきたい、こういう熱意に対しまして、非常に私どもも喜んでおる、また了とするところでありますが、そこで、一つだけ具体的に長官にこの法律の審議にあたってお聞きしておきたいことがござりますが、大きないろいろな抽象的なことをお話ししましても、結局実効がなくては何にもならない、こういうように思いますので、これは大阪とそれから兵庫県との間にある猪名川といふ川がございまして、ここに自然林が残つておるわけとして、ちょうどいま猪名川の河川敷の改修が行なわれまして、川がほかにできたわけですね。そこでそのあとを自然公園にしてもらいたい。この場所は、御承知のように、これは伊丹市役所の調査室の調査結果でありますけれども、渡り鳥あるいはまた漂鳥です、そのステーションみたいになるのでしょうか。そういったところでございまして、ここをいま開発をしてしまえば、長官がおっしゃつたような小鳥のさえずるところがなくなるわけでございますので、これについて環境庁のほうにも地元の方、あるいはこれは

京都大学ですが、岡野教授が来られていろいろと意見具申をしておられるようありますが、これはどういうようになさるおつもりか。こういう事例をとらえまして、今後の鳥獣保護法の、いろいろな法律の改正あるいはまた自然保護法の成立にあたっても、そういうこまなところに配慮した法律でなければ結局実効があがらない。アドバルーンだけだと実効があがらない、こうしたことになつてはいけない、こういうように思いますので、この一つの点を取り上げて長官に御意見を承りたい、こういうわけでございます。

○大石国務大臣　ただいまの猪名川の自然保護の問題でございますが、これはやはり私のほうでもたびたびほんとうに熱心にずいぶんと陳情いたしておりますが、私もぜひそれに協力してあげたいと心から願つております。たゞ、この面積が非常に小さいところでございまして、私がほんとうに熱心にずいぶんと陳情いたしております。小さいけれども、あのような阪神間の人団碑密の公害の多いところで、たゞ小さくてもそのような自然が残つておることはきわめて貴重であります。小さいけれども、あのよう阪神間の人団碑密の公園とか国定公園に指定すればある程度保護はできますが、とてもそれだけの規模のものでもございませんし、ほんとうのことを申しますと、これを県立公園等に、県で自然保護条例でもつくりまして、県のほうでそれを守つてもらえば一番いいと思うのです。ただそれは県の自然保護条例をつくつても、それを裏づける法的な根拠がいままでありませんでした。それで今度は、私どもこれからお願いしたしたいと考えております自然環境保全法案の中にも、この各県の自然保護条例を法的に裏づけてあげることが一つの大きな骨子になつてゐるわけでございますので、早くこれをつくり上げまして、そうしていま言ったような猪名川のそのような河川敷を、県のほうでも保護していただければ一番ありがたいものだと考えておるわけでございます。

直接私は、これを守りなさいという、どうしなさいという権限はいまのところ実はないのです。

ですから、西村建設大臣にもしょっちゅう言いまして、これをめんどく見なさいということを言つておるわけですが、一番問題になりますことは、市のほうが、何市でしたか、あの市で、何か妙なことで、すでにあれを持つておる旧地主の方々と、何か土地を交換とか、話し合いをして、一部を何か地主に渡して、一部だけを公園にするような計画が、すでに約束ができるておるということが非常に陥落になつておるようでござります。こういうことも、やはり市がそれを体して反省をして、それを守る、自然を残すということに何とか協力してもらわなければならぬ、それが一番先のことでございまして、そういうことで、地主は私の権利だといってかつては土地の一部を使ってしまえばどうにもなりません。そこに問題があるわけです。ですから、いま言ったような県の自然保護条例を適用させるとか、あるいは市長あるいは市議会当局にそのような理解をしてもらうとか、そういうことをいろいろいたしたいと考えて苦慮いたしておりますが、直接いますぐ私どもの手でこれを守るという適切な手がないことだけは、非常に残念に思つておる次第でござります。

○大石国務大臣 喜んで私はできるだけの努力はいたしたいと考えておりますので、ひとつそのうちに市長さんにでも来てもらいまして、いろいろな具体的な、どのようにして考えたらいいのか、どのくらい金がかかるのか、そういうこともいろいろお聞きいたしたいと思います。いまわれわれのところに金はございません。ただ御承知のようにことしは幸いに国立公園の中の民有地を買い上げる交付公債制度ができまして、六十億の予算をとっております。これは非常にありがたく、今後ともこの政策を伸ばしてまいる考え方であります。が、これはことしは要するに国立公園内の地域しか買うことができません。しかし、私はこれはでききるならば将来もつともっと伸ばして、国立公園ばかりでない、県立公園でもいい、地方自治体でそういう意思があるならば、ある地域を買い上げるような制度にまで広げたい、私はこれをいま希望して、そこに一の望みをかけておるわけでございますから、こういうことで今後は、ますます役に立ちませんけれども、こういうことも考えまして、そういう問題は解決の方に向かってまいりたいと願つておるわけでござります。

があるのではないか。そうでなければ、いかに法律をつくりましても、結局、そういう基礎的な研究がなくては、ほんとうの鳥類の保護ができるのではないか、こういうように私は思うのですが、これに対する長官の御意見を承りたい。

○大石國務大臣 それは私も、日本に大きな鳥類なら鳥類全体の、あるいはいろいろなことについてのそういう研究所があれば一番望ましいと思います。ただ、御承知のように環境庁では、基本的な公害についての国立公害研究所もようやく昭和四十八年度ででき上るという情勢でございまして、なかなか思うようにそのような大事な自然保護についての研究所も、いますぐ一、三年のうちにつくるという見通しはまだあります。しかしあおっしゃるとおり、いずれ近い将来にはそういうものを持ちたいと考えております。それまでの間は、民間でもあるいは大学でもどこでもけつこうであります。そういう研究所が十分に活動ができるようにお手伝いをしてまいりたい、そしてその機能をできるだけ發揮して、われわれに協力してもらうようにならうにいたしたい、こう考えて進めてまいりたいと思います。

○岡本委員 そこで、国立の公害研究所を四十八年度からということですが、そういうところにもこうした鳥類保護のための一つの研究部門といいますか、最初は小さいでしようけれども、そういうたるものからでもつくっていく考えはないか。もう一つは、いま民間のそういうたところに協力をしてもらうというような話でありますが、そろはいいましても、いろいろな費用も要るわけであったものからでもつくっていく考えはないか。それと、そういうところに対する助成措置といいますか、あるいは研究依頼と申しますか、そういうようなものを育てていくという長官のお考えがなければ、ほんとうに苦労してやって、何とか灯がともっているというような状態でございまから、将来国の研究機関の中に入れていくと、いうような考え方があるのかないのか、またそうしなければならないのではないかということを、ひとつお聞きしておきたいと思います。

いまのところは、いわゆる狭い意味の公害を中心になすところでございますが、おっしゃるとおり、近い将来にはやはりこれを拡大しまして、自然環境保護のものにつきましては、これは別個のものではありませんから、当然根は一本のものでありますから、その方面も研究できるよそなものに大きく拡大してまいりたいと考えております。

なお、民間のものにつきましては、でき得る限り協力して、いろいろな調査の依頼なり、そういうことも実際にいろいろとお願いして、協力を仰いでまいりたいと思いますが、やはり大きな問題を根本的に研究するには、大きな予算を持つた大きな機関が必要であろうと思います。そういう意味では、おっしゃるとおりのものを近い将来には考えていかなければならぬと思つておる次第でござります。

の職員、そこで長官、鳥類のために人間が儀性になるということもおかしい話でありますけれども、鳥類はちょうど、人間の環境として生息できるかできないかというものの斥候兵みたいなものですね、どちらかといいますと。彼らが生息して、ほんとうに小鳥がさえずるというような環境であれば、人間も安心して住める。どちらが先かわかりませんが、相互関係になるとと思うのです。そういうことを考えますと、これは相当力を入れなければならぬ問題であろうと思います。

最後に一つお聞きしておきたいことは、これは長官がおいでにならなかつたときには、林野庁と政務次官でしたかにいろいろお聞きしたのですけれども、林野庁は約四萬人の人たちを特別会計でまかなつてゐるわけです。それはやはり木を切つてまた新しい植樹をする、こういう利益によつて生佔をする、あるいはまた動かしておるということになりますと、大事な原始林なんかもマツクイムシだということで切つていています。行ってみますと、マツクイムシの食べる期間というものは大体三ヶ月といふのですね。それ以外のときにはじんじゃん切つてどんどん安く売つてゐるという実例

エックをするといいますか、そういう法律はないかもしませんが、これについて最後に念を押して、そして長官、将来そういう方面に力を入れていただきたい、そうでなければ生息が危うくなるのじゃないか、こういうように考えるのです。
○大石国務大臣 環境庁は、環境を保全するためには、いろいろなほかの省庁に対しても行政上これを協議する権限がございます。ことに勧告権というものがございます。それで、どうしてもこのようないい方向に協力してもらいたいという場合には、環境庁が具体的に他の省庁に対して勧告する権限をございます。そうするとその役所は、その勧告に対しても十分に努力しなければならない義務がございます。また、どのような努力をしたかを直ちに報告する義務がございます。そして、それを怠っている場合には総理大臣に私のほうから申し出で、総理大臣から今度はこれを命令するという権限もございますので、そういう権限を十分に發揮しまして、日本の自然保護のために努力してまいりたいと思います。

エックをするといいますか、そういう法律はないかもしませんが、これについて最後に念を入れて、そして長官、将来そういう方面に力を入れていただきたい、そうでなければ生息が危うくなるのじゃないか、こういうように考えるのです。

○大石国務大臣 環境庁は、環境を保全するためには、いろいろなほかの省庁に対しても行政上これを協議する権限がございます。ことに勧告権というものがございます。これで、どうしてもこのよくな方向に協力してもらいたいという場合には、環境庁が具体的に他の省庁に対して勧告する権限がございます。そうするとその役所は、その勧告に対して十分に努力しなければならない義務がございます。また、どのような努力をしたかを直ちに報告する義務がございます。そして、それを怠っている場合には総理大臣に私のほうから申し出で、総理大臣から今度はこれを命令するという権限もございますので、そういう権限を十分に發揮しまして、日本の自然保護のために努力してまいりたいと思います。

これを要求し、環境庁長官が特段のお力を發揮していただきことをお願ひいたしまして、終わります。

○大石国務大臣 御要望は十分にこれを体しまして、努力いたします。

○西田委員長 次に、西田八郎君。

○西田委員 最初に、愚問のようになりますけれども、いただきました資料の中で特殊鳥類の種類が日本二十八種となつておるようであります。その二十八種のおもな鳥の名前とその生息地をひとつお聞かせを願いたい。

○首尾木政府委員 お答え申し上げます。

この二十八種を全部一応申し上げますと、タンチョウ、カラフトアオアシシギ、アカガシラカラスバト、アホウドリ、シジュウカラガン、トキ、コウノトリ、オガサワラノスリ、ニホンインコ、シマハヤブサ、エゾシマフクロウ、エゾミユビゲラ、オオストンボオアカゲラ、ナミアカヒゲ、オオトラツグミ、ニホンオオセッカ、トリシマウグイス、ハハジマメグロ、オガサワラカワラシワ、ニホンライチョウ、ルリカケス、それから

これを要求し、環境庁長官が特段のお力を發揮していただきことをお願いたしまして、終わります。

○大石国務大臣 御要望は十分にこれを体しまして、努力いたします。

○田中委員長 次に、西田八郎君。

○西田委員 最初に、愚問のようになりますけれども、いただきました資料の中で特殊鳥類の種類が日本二十八種となつておるようであります。その二十八種のおもな鳥の名前とその生息地をひとつお聞かせを願いたい。

○首尾不政府委員 お答え申し上げます。

この二十八種を全部一應申し上げますと、タンチョウ、カラフトアオアシシギ、アカガシラカラスパート、アホウドリ、シジユカラガン、トキ、コウノトリ、オガサワラノスリ、ニホンインワシ、シマハヤブサ、エゾシマフクロウ、エゾミユビゲラ、オオストンオオアカゲラ、ナミアカヒゲ、オオトラツグミ、ニホンオオセッカ、トリシマウグイス、ハハジマゲラ、オガサワラカラシワ、ニホンライチョウ、ルリカケス、それからさらに琉球関係につきましては、ヨナクニカラスバト、カンムリワシ、ノグチケラ、ダイトウミソサザイ、ウスアカヒゲ、ホントウアカヒゲ、ヤエヤマシロガシラ、以上、二十八種が……

○西田委員 おもなる生息地……

○首尾不政府委員 課長のほうから説明させていただきます。

○仁賀説明員 御案内のように、タンチョウヅルは釧路地方の湿原地帯に住んでおります。それからお北海道ではカラフトアオアシシギでござりますが、これは北海道のはうに住んでおります。それからシジユカラガンというのがいま局長かども話が出ましたが、これは非常に珍らしい鳥でございまして、今まで宮城県の伊豆沼に来たところの環境がまだ十分残つておる離れ小島がその生いいるという感じのものではございません。御案内のように、トキは佐渡、そういうふうな形でございまして、総じて申し上げますと、ほとんどのものは環境がまだ十分残つておる離れ小島がその生

息地になつております。離れ小島でないものといふのはほんとうに数えるほどしかない、ほとんどは離れ小島に住んでおる。多くの場合、無人島の、ような形であるいは灯台守がそこにおられるという、いう形態をとつております。

○西田委員 ということは、人間も住みにくい世の中になつてきたわけですから、鳥自体も非常に住みにくくなつて、だんだんと自分の住みよいところを求めていっているようと思うわけであります。したがつて、その原因は、大気の汚染であるとかあるいは騒音、または水質汚濁、さらには農林業の薬剤散布といったようなことがおもなる原因になつてこようと思うのですけれども、そういうふうに考えていくますと、現在の経済情勢並びに産業構造の中で、ほんとうに環境庁長官の言われるような、自然を保護して、そうしてそれらの鳥類の生息を可能にし得るだけの措置がとれるのかどうか、非常に大きな疑問を持つわけです。その点について、長官としてどう考えておられるのか。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり、いま日本の自然環境が片つ端から破壊されまして、ことに、森林の伐採が私は一番鳥の生息には影響があると思いますが、そういうことで非常に鳥が少なくなる。鳥が少なくなれば、人間が住みにくく状態になることは確かでございます。おっしゃるとおり、日本は十分なそれだけのいま自然が残つてゐるかと言われますと、私は自信がありません。しかし、自信があつてもなくとも、これ以上やはり破壊させではないいけない。たとえ不十分であつても、これ以上は守つていかなければならぬと感じるのです。そういう意味では、やはりせひこれ以上は破壊を進めないよう、鳥が安心して住める、のような、それがわれわれが安心して住める社会になるわけですから、そういうことで私は努力してまいりたいと考えております。

○西田委員 そこで、国土開発計画等も立てられておるわけでしす、その中にこれからレジャーブームなんか乗つて観光開拓、いろいろおきら

立公園は別としまして、国定公園等ありますと、かなり地方自治体そのものが観光開発等に手を入れて、そして野鳥の生息しそうなところまで自然を破壊しようとするような動きさえ見られます。そういうふうなことがはたして許されるのかどうか。そうした点について、現在の政治機構の中で一体どういうふうにそうした自然保護対策なりあるいは環境保全対策というものがとられていいのか、機関どと、それにに対する環境庁長官の持つてあるか、られる権限といいますか、どの程度のものがあるか、お伺いしておきたいと思います。

○大石国務大臣 この権限でございますが、環境

月長官の持つておられます自然を守るために権限と定公園、そういうものの内部に対してもいろいろな権限がござります。しかも国定公園となりますと、環境庁長官だけではなくて、県知事との共管の事項になっております。しかし、それでも権限はありますから、環境庁長官がそれをだめだといえさせないことがあります。ところが、残念ながら、いままではほんとうに国立公園であっても、あるいはもちろん国定公園はそうですが、めちゃくちゃに道路がつくられたり、スーパー林道がつくられたり、あるいは妙なレジャーブームの設備ができたりいろいろなことがされております。これは残念ながら環境庁ができる以前にすでに許可を与えてしまったものであります。ですから、工事が六、七分どおり進んだりあるいはもうどうにもならないというものはどうしようもございません。たとえば尾瀬を通る道路の場合もそうであった。これだけは権限を使いまして作業を認めないと、うごめきませんから、あれでおさまりましたけれども、こういうことであります。非常に残念ながら、今までいろいろな要するに行政上のバランスの強弱によりまして、強い者に弱い者が押されたという形がこういう姿になつてゐるのです。ですから、われわれは今後は、できるだけわれわれの持つてゐる権限をフル

に発揮して、狭いながらもできる限り日本の自然を守つてまいりたいと思います。さらに、自然を守るいろいろな新しい考え方、要するに、今までの日本の行政というものは、自然に対しても何ら愛情を持たない行政だったんです。林野庁にても監督行政にしても。ただものの価値とか札木戸の判断においてのみ初めて行政の価値があつたのであって、自然を愛するとか自然を尊敬するという、愛情とか思想がなかつたと思ひます。これを変えなければいけないと思います。そういうものに対する尊敬、愛情、そういうものに私は行政を変えまして、そうしてできるだけ自然を守つてしまいたいというのが、いまの私の願いであります。

護するということにまいりませんが、その日米開港通商條約を補完する意味のものでございますので、そういう点で御了解を願いたいと思うのですが、さういいます。

確かにおっしゃるとおり、私は、日本の國民としていうのはりっぱな國民であると思いますが、鳥だけものに對しての愛情は事実非常に少ないと田代農民というものは何百年にわたってあらゆる貧乏をしてまいりました。ですからこれっぽっちの土地でも、作物に対しても何でも非常な関心がもったわけです。ですから、たとえば鳥を愛した農民といふのを愛したいと思って、鳥が一粒の種をついてばむとか、あるいは一つのイモをとつて食うというようなものは、ほんとうにきびしい自分の生活に直接影響いたしますから、そういうのを害獣、害鳥として殺すということになつたわけです。そのようなものの考え方がやはり日本の國民の中にずっと残っているんじゃないかと思うのです。ですから、そういうことをやはり変えていかなければなりません。元来日本人は愛情の深い國民だと思うのです。ただ、そのようないろいろな経済的な日本の長い歴史の間にそのようなものの考え方へ変えられたのではないかうかと思ひます。そういう意味で私は、根本的な動物愛護主義者ではなかろうかと思ひます。それは植物愛護に対する精神というものが必要である、教育が必要ではなかろうかと考える次第でござります。

○西田委員 必要であることは私も認めるわけであります。ですが、問題は、それに対してどう取り組んでいくかということですね。環境庁長官として文部大臣との折衝をして、社会教育の中に入れていくか、あるいは地方自治体が今日公民館を利用して成人教育をやっておりますが、そういう中で鳥に対する愛護の精神というようなものも、人間の生きいく条件の中の一つとして取り入れさせることかどうか、そういう面についてのお考えを承りたい。

○大石國務大臣 私は、人間が豊かに健康に生存していくためには、絶対にそのような教育を基本的にしなければならぬと思います。環境庁としてできることはどれか。これは一々申し上げるわけにはまいりませんが、幸いに日本全国に自然を愛する心になつてもけつこうですが、こういう人たちが自然を愛する人々ですから、どのような自然の愛護の方をするかという具体的な愛し方、鳥の守り方、花の守り方、自然の守り方、そういうものを一つの啓蒙として話をして、そのような考え方を國民に定着させることが必要ではないかと思います。

私は、その前に文部省としてやることは、一番望みたいのは、人の役所のおせっかいですけれども、小学校、中学校の義務教育、あるいは幼稚園を入れてもけつこうですが、約十年の間に、子供たちに毎日毎日、朝礼のときもけつこうですかね、わわれわれが守るべき公衆道徳あるいは自然愛護、こういうものはおそらく十もあつたらたくさんのだと思うのです。一つ、わわれわれは何をしましようとか、そういうものを朝礼のときに毎日全館の生徒が繰り返す。たとえばそういうことをすれば、十年の間には完全に子供の精神に定着すると思うのです。その子供が大きくなつていけば、一年、二年、三十年たてば、そういう子供が日本全国の国を支配するようになる。そういう子供は、お家庭に帰つても、理解のない両親に対しても、程度啓蒙するでしようから、三十年もたてば、型だなんとありますので、長官、老婆、だなどといふうな教育が望ましいのではないかと考えておる次第でござります。

○西田委員 いまのあげ足をとるわけではないのですが、朝礼というのは小学校でも中学校でも、まほほとんど行なわれていないわけでありまして、それを言わると、いわゆる戦時教育の復活だなんとありますので、長官、老婆、ながら、注意されたほうがいいように思います。

先ほど長官の話の中に、伐採という問題が出てきたわけですが、林野庁からお見えになつておると思うのですが、伐採について今までどういうような方法をとつてこられたか。個人所有の山林の植林をしたものに対する伐採はもちろん自由だと思う。そうして国有林なりあるいは保安林に指定されたものについては許可制がとられたと思うのですけれども、そういう今までの伐採についての方法についてひとつ伺いたい。

○辻説明員 森林の伐採につきましては、森林法に基づきまして地域森林計画及び森林施業計画を立て、これによりまして計画的に行なわれております。また森林の所有者は、森林施業計画をつくりました場合には、都道府県知事の認定を受け必要があることになります。このつくられましたものを順守する義務が定められております。また順守いたしてない場合には、都道府県知事は施業の勧告を行ないまして、また森林所有者は伐採にあたりましては、都道府県知事に伐採の届け出をする義務があることになります。こうした義務に違反いたしました場合には、罰則が課せられるようになつております。

保安林につきましては、伐採の方法等は特にそれぞの保安林種によりまして指定されます。施業要件がきめられております。こうした伐採にあたりましても、都道府県知事の許可を必要としたしまして、もしそういう要件に違反いたしました場合には、同様に罰則が課せられることになつております。

○西田委員 それが厳格にやつておられるにかかわらず、いま環境庁長官が、原因の一つに乱伐があるということを言われたわけであります。そうすると、伐採というものがはたして自然保護あるいは鳥獣、ここでいう鳥類の保護というのも加味されて行なわれてきたのかどうか。将来は加味して、そうしたことは十分行なつていくのかどうか。同時に、環境庁はそれに対して農林省との十分なる連携がとれるのかどうか、伺いたいと思う。

○辻説明員 お答えいたします。

森林の自然保護、特に鳥獣等の保護との関連におきまして、どのような伐採がなされておるか、あるいはするつもりかという御質問であつたかと思ひます。森林につきましては、御承知のように鳥獣保護区を全国的に設定いたしております。そういう保護区につきましては、それぞれの伐採につきましての制約も課せられております。また特に国有林におきましては、そうした点を重視いたしまして、今後、自然保護なりあるいは鳥獣の繁殖等に必要な施設は、たとえば自然休養林その他の地区におきましてのえさをやる施設であるとかあるいは水をやる施設であるとか、そういう点につきましても、従来ともに配慮いたし、今後ともに十分配慮いたして、伐採等はいたしてまいりたい、そのように考えております。

○西田委員 それに関連して、さらに植林上、あるいは日本は御承知のように段々畑になつておるけれども、主として減反政策なんかも進められておりまして、いま減反政策なんかも進められておりまして、いまさら後悔をしてまたもとの米がたくさんそれそな平野部における、売れば高く売れるそなところは休耕しておつて、そして段々畑なんか、なくしたらよさそなところが残つておるわけですね。そういうよなところに農薬が散布される場合は、これは指導的にやられる場合は別ですけれども、最近農家の手不足も手伝いまして、空中散布という問題があります。そろそろ農薬の拡散ということが当然出てくるし、そのことが鳥獣特に鳥類の生息に悪影響を及ぼすのではないかと思うのですが、農薬の散布について、特に空中散布についての規制をしておられるかどうか。その規制も、要するに散布していい地区を定めるというような地域の規制、もう一つは使われる農薬の規制。聞くところによりますと、環境庁では、非常に弱い農薬についてはこれが認めるというよなことらしいのですけれども、いずれにしても害虫駆除なり除草といふことを目的としたれば、これは害がないとは考へられないわけですから、そういう点についての規制方法をひとつお聞かせいただきたい。

○大石国務大臣 これは農林省その他とも相談い

たしまして、毒性の強い農薬は一切使用させないよういろいろな手段でこれを規制しておりますが、害虫を殺すということから考えますと、他にいろいろな生物なりいろいろな植物に影響がないとは考えられません。ですから、使用についてもいろいろな生物なりいろいろな植物に影響がないとは考えられません。ですから、使用についても十分な心得のある規制をしなければならぬと私も考えます。しかし今まで日本の国や世界、日本の中の國といふのは、ことに科学というものを十分に活用しようとして中途はんぱな科学によるとかあるいは水をやる施設であるとか、そういう点につきましても、従来ともに配慮いたし、今後ともに十分配慮いたして、伐採等はいたしてまいりたい、そのように考えております。

○西田委員 それは御承知のように段々畑になつておるけれども、主として減反政策なんかも進められておりまして、いま減反政策なんかも進められておりまして、いまさら後悔をしてまたもとの自然に帰ろうという考え方になつております。この傾向は私はいいことだと思います。やはり自然の循環と申しますか、生態系を十分に考慮に入れまして、やはり自然の循環系を十分に活用すれば、これがはんぱな農業を使いまして、日本全土が汚染され、いまさら後悔をしてまたもとの自然に帰ろうという考え方になつております。

○西田委員 時間のようでありますから終わりますが、鳥類が生息するということは人間が生息するにもいい環境であるということに逆説から成り立つと思うのです。また人間が住みよいところに鳥類も寄つてくると思うのですね。そういう意味で自然環境の汚染というものはきわめて重要な問題であると思います。今日まで環境庁長官があちこちでいろいろな議論を発表されておりますが、どうも談話どおりにいってないよう思いますが、それで、ひとつ強力にその姿勢を貫かれるようになります。野鳥類が鳥類を対する愛情、鳥に対する知識、そういう権利を持つた職員だけではまだ不十分でござります。これはもつともつとふやさなければならぬと思います。ただ、御承知のようにこれはだれもかれもがなれるわけではございません。やっぱり鳥に対する愛情、鳥に対する知識、そういう権利を持つた、いろいろな条件を備えた人が必要でございますので、なかなかそういう人は、給料が高ければ来やすいのですけれども、そういうことがありますので、そういうことを十分に考えまして、できるだけこれからふやすように努力してまいりたいと思います。ただ、いまお話をのように鳥獣保護区であるとか休憩区などといふ問題がございます。これは確かにそのくらいでは日本の十分な鳥類保護はできないわけです。だから獣区狩猟制度といふものをいま考えましてこれを早く、五、六年の間に全国で実施いたしたいと願つておるので

済との調和ということで、実際は環境の汚染を軽視する、そういう傾向があつたと思うのです。現在大気の汚染などが野生鳥類の生息環境に及ぼしている影響ですね。この問題について全国的な調査はやられているのかどうかということを第一にお聞きしたいと思います。

○首尾木政府委員 お答えいたします。

全國的な調査は残念でございますけれども、いまだ実施されたことはございません。

○米原委員 では、ひとつそういう点、自然保護の観点からすれば、また実際は人間の前ぶれですか、こういう点に今後最も力を入れていただいたいということをまず申し上げます。

この法案は鳥獣保護法のある意味で強化するものですが、現在鳥獣保護法に基づく取り締まり体制、これは非常に不十分だと思うのです。都道府県で司法警察員の職務を行なう者が全国で千百七十六名と聞いておりますが、これで狩猟鳥獣の識別、それから二千百七十六に及ぶ鳥獣保護区、二千七十四の休憩区、六百四十八の狩猟禁止区域の取り締まりをやるということになつておるが、はたしてこの程度の人員でできるのかどうかということを大臣に聞きたいのです。

○大石国務大臣 おっしゃるとおり千百人の警察官をもつた職員だけではまだ不十分でござります。これはもつともつとふやさなければならぬと思います。ただ、御承知のようにこれはだれもかれもがなれるわけではございません。やっぱり鳥に対する愛情、鳥に対する知識、そういう権利を持つた、いろいろな条件を備えた人が必要でござります。これはもつともつとふやさなければならぬと思います。ただ、いまお話をのように鳥獣保護区であるとか休憩区などといふ問題がございます。これは確かにそのくらいでは日本の十分な鳥類保護はできないわけです。だから獣区狩猟制度といふものをいま考えましてこれを早く、五、六年の間に全国で実施いたしたいと願つておるので

ございまして、おっしゃるところ今までの法律では欠点が多くてどうにもならないという段階にきておると考えております。

○米原委員 警察の方にも来ていただきておりますが、警察のほうでも取り締まりを行なつておられるわけですけれども、中心は獣銃の取り締まりで、保護のほうにまでいってないのではないかというふうに思うのです。たとえば昭和四十五年度で第八条の二第五項に違反した人が十人、それから第十三条の二に違反した人が二人、こういう報告が出ておりますが、全国でわずか十二人の違反者、こんなことは実際にはないのじゃないか。現実はもっと違反者は多いのじゃないか。こういうふうに思うわけですが、どうでしょう、警察の方に聞きたく。

○関沢説明員 お答えいたします。

警察といましましては狩猟の取り締まりは比較的長い伝統を持っておりまして、確かに御指摘のように銃砲の取り締まり、それからさらには狩猟に伴う被害の防止、これは人身事故にもつながりたいへん重要でございますので、これに重点が置かれるのも事実でございますが、そのほかにも鳥獣の保護などという見地からの取り締まりももちろん実施しておりますし、総件数で申しますと、大体年間二千件から三千件の件数を検挙しております、たとえば一条の四の保護鳥獣の捕獲は、四十六年度二百十四件、百九十三人検挙しておりますし、いま御指摘の十三条に関しましては、警察統計といましましては三十八件、十二人、そう多い数ではございません。できるだけ努力はしておるつもりでございます。

○米原委員 さつきも長官の言われた保護員の問題ですが、都道府県で現在約一千三百名の非常勤の鳥獣保護員がおりますね。ところがその半分はハンターです。これでは日本の現状で保護ができぬかどうか疑問だということを感じます。そういう点で野鳥の会とか実際に鳥を守ろうとしている人たちを保護員として起用すべきである、こういうふうに考へるわけです。この点どうでしょ

○大石国務大臣 私は賛成でございます。以前からそのようなことであるべきだと思っておりました。が、やはり日本のいろいろな政治的な考え方、行政のあり方がそういうことを許さなかつたと思うのです。これから幸いに方向が変わってまいりましたから、ぜひそのような方向に進めてまいりたいと考えております。

○米原委員 それからさつきもちょっとこの問題でたのですが、鳥獣保護区が二千七十六、約百八十万ヘクタールのうちで民有地が百万ヘクタールに及んでいます。国有地のほうもいままで林野庁のやらずぶつたりということをよく聞きますが、そういうやり方の中で保護の観点には非常に弱かったという点で批判されておるわけですが、民有地についていうと、これを鳥獣保護という観点から真にこれを守っていくためには、自然公園と同様に、さつき県営の公園とかいろいろな話が出ましたけれども、思い切って国などが買上げたらどうかということを感じるわけです。特に保護区の中の特別保護地区についてみますと、民有地は三万ヘクタールですか、これを買上げるといつたつてたいした金額ではないといふ感じがするのです。思い切って國のほうで買上げて保護するという手を打ったほうがいいんじゃないかな、こう思いますが、どうでしょうか。

○大石国務大臣 国立公園の中の民有地ですか。

○米原委員 ええ、そうです。

○大石国務大臣 これは買い上げる方針であります。

先ほど申し上げましたようにことは六十億初めて予算がこれまで、これは交付公債になりませけれども、それで買い上げまして、それは県有地にいたします。ただし県有地にしましても、国からは十分の十あるいは十分の八を補助いたしませんが、いざれにしても公有地にしてこれを保護することにいたしております。

○田中委員長 私は賛成でございます。以前からその制度はできるだけ今後広げてまいりまし

○大石国務大臣 自然環境保全法案を何とかしてこの国会に提案して、日本の国土全体としての正しい自然の保護のあり方の基本上にいたしたいと願っております。

○米原委員 もっとも、いまこれから御審議をお願いしようと考えております法案は、そう大きいものではございません、ほんとうにいわば小さいものでございませんが、これを一つの踏み台として、土台としてお考えのような、またわれわれが考えておりますような日本国土全体の自然環境の保全にいたしまして、おっしゃるとおり、ただいま他の省庁との間に、要するに理解度と申しますか、その違いがありますが、いま難航いたしておりますが、何とかしてこれを調整いたしまして国会に出す決意でいま努力いたしている次第でございます。

○田中委員長 次に、本案に対し、山本幸雄君、島本虎三君、岡本富夫君、西田八郎君、米原超君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○田中委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

（賛成者起立）

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員長 午後二時九分開議

○田中委員長 午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

○田中委員長 これにて内閣提出の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 これにて内閣提出の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 これは近い将来には、いま申しましたようなことを見込んでいたいものだと私は願つておるわけでございます。ただ鳥だけの問題でなくて、全体の自然保護の意味からそういうふうにいたしたいと思っておるわけでございます。

○米原委員 最後に、鳥獣保護は広く自然保護の一環であるという意味で、現在伝えられるように自然環境保全法が難航していることは非常にわれわれ遺憾に考えております。鳥獣保護区について、この法案が成立しても、全体としてそういう政府の姿勢では実効をあげることは困難ではないか、こういう点を痛感するわけです。そういう意味で、もとと大きな見地から自然環境の保全法を必ず早急に立案してもらいたいと思うわけです。

○大石国務大臣 この点について最後に……。

○大石国務大臣 自然環境保全法案を何とかしてこの国会に提案して、日本の国土全体としての正しい自然の保護のあり方の基本上にいたしたいと願っております。

○米原委員 もっとも、いまこれから御審議をお願いしようと考えております法案は、そう大きいものではございませんが、これを一つの踏み台として、土台としてお考えのような、またわれわれが考えておりますような日本国土全体の自然環境の保全にいたしまして、おっしゃるとおり、ただいま他の省庁との間に、要するに理解度と申しますか、その違いがありますが、いま難航いたしておりますが、何とかしてこれを調整いたしまして国会に出す決意でいま努力いたしている次第でございます。

○米原委員 まず、案文を朗読いたします。

○山本（幸雄）委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表いたしまして、内閣提出、特殊鳥類の譲渡等に対する附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたしました。

に対する附帯決議(案)
政府は本法施行にあたり特に次の諸点につき
適切な措置を講ずべきである。

一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びに

その環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実施にあたって

は、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究計画および保存対策に万全の措置を行なうとともに、関係各国との間において同種条約の締結を促進するよう努めること。

二 特殊鳥類の生息環境保全のため、生息地の買上げ等必要な措置を検討するとともに、各種公害対策の徹底及び原生林の大面積皆伐、

鳥類の生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の検討その他自然環境保全対策の推進等により、鳥類の生息環境の十分な保全を期すこと。

三 特殊鳥類の人工飼育施設を含め、鳥類保護の積極的な推進をはかるため、環境庁の付属機関として、これを担当する研究所の設置を検討すること。

四 鳥獣保護に関し、青少年を対象とする学校教育に、正規のカリキュラムを織り込むことを検討すること。

以上でありますから、この動議の趣旨につきましては、案文中に尽くされておりませんので省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○田中委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

この際、大石環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。大石環境庁長官。

○大石國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重いたします。善処してまいります。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十五分散会

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
四	二	多少の自然の	多少自然を
五	三	鉱石を	鉱石に
同	第四号中正誤		
ページ	段行	誤	正
四	二	おいで	おいで
五	三	ほととうに	ほんとうに
六	二	影響及ぼす	影響を及ぼす
七	一	毛	砒素
八	一	砒素	砒素
九	一	ふうに	ふうに
十	一	阿砒酸	砒酸
十一	一	ア砒酸	砒酸
十二	一	流域	流域

ページ	段行	誤	正
四	三	あります	あります
五	二	ために、	ために。
六	一	ふうに	ふうに
七	一	ふうに	ふうに
八	一	通域	流域